

乙訓二市一町（向日市、長岡京市、大山崎町）消防防災相互応援協定

（趣旨）

第1条 この協定は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第21条の規定に基づき、向日市、長岡京市、大山崎町（以下「協定市町」という。）の消防防災相互応援について定めるものとする。

（応援の対象）

第2条 相互応援は、火災その他災害及び消防訓練を対象とする。

（応援要領）

第3条 応援は、次に掲げる場合において、消防団等（以下「応援隊」という。）を派遣されるものとする。

- (1) 災害発生地の市町村長等から要請されたとき
- (2) 協定市町の境界線付近の火災等を認知したとき
- (3) 協定市町合同の消防訓練に出動するとき

（指揮）

第4条 応援隊の指揮は、消防長又は消防署長が行う。

（経費の負担）

第5条 応援に要した経費は、次に掲げる区分によって負担するものとする。

(1) 応援側の負担

ア 応援隊が使用した消防機械器具の小破損の修理、機関の燃料、消防団員の諸手当及び被服補償等についての諸経費

イ 応援隊員の死傷に伴う公務災害補償、消防賞じゅつ金（応援市町において定める公務災害補償金及び消防賞じゅつ金とする。）及び弔慰金等の諸経費

ウ 交通事故等における一般人の死傷に伴う損害賠償その他の諸経費

(2) 受援側の負担

応援活動のため、やむを得ない理由により、応援隊が建物施設等に必要な措置を講じた場合の損失補償及び消防機械器具の重大な破損の修理に要する諸経費

2 前各号に掲げる経費以外の負担については、そのつど協定市町が協議の上、定めるものとする。

（協議）

第6条 この協定に定めのない事項または疑義を生じた事項については、協定市町が誠意をもってそのつど協議の上、定めるものとする。

（実施の細目）

第7条 この協定に定めるものを除くほか、この協定の実施に関し必要な事項は、協定市町が協議の上、定めるものとする。

（有効期間）

第8条 この協定の有効期間は、平成13年4月1日から平成14年3月31日までとする。

2 前項の期間満了の1カ月前に、協定市町のいずれからもこの協定の改正又は廃止の意思表示がないときは、さらに1年間有効期限を延長するものとし、事後この例による。

3 この協定の有効期間中であっても協定市町が協議の上この協定を改正することができる。

この協定の成立を証するため本書3通を作成し、協定市町長記名押印の上各自1通を保有する。

平成13年4月1日

向日市長 ⑩

長岡京市長 ⑩

大山崎町長 ⑩